

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（職員に係る基準及び当該職員の員数）

第2条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると藤沢市地域包括支援

センター運営協議会において認められた場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによるものとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（運営基準）

第3条 地域包括支援センターは、前条第1項各号に掲げる職員（前条第2項に規定する基準を適用する場合は、同項の表左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する職員）が協働して包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）及び省令第140条の64各号に規定する事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、藤沢市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、介護保険法が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員の基準及び員数並びに運営基準について新たに本市の条例において定める必要による。